

薬生食輸発0428第2号
令和5年4月28日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産しいたけのアセフェート、ベトナム産赤とうがらしのテブフェンピラド及び
インド産とうもろこしのアフラトキシン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年
4月25日付け薬生食輸発0425第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、中国産しいたけ及びベトナム産赤とうがらしのモニタリング検査において、食
品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことか
ら、中国産しいたけのアセフェート及びベトナム産赤とうがらしのテブフェンピラドに
係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、
製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することと
し、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及
び別表第3に下記を追加する。

また、インド産とうもろこしのアフラトキシンについて、検査命令を解除したことか
ら、令和5年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として
対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとしたので、御
了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、中国産しいたけのアセフェートについては、登録検査機関による自主検査受託
体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

検査強化 日	対象国 ・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和5年 4月28日	中国	しいたけ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(アセフェ ート)	FUZHOU JIAJIA FOODS CO.,LTD.

	ベトナム	赤とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（テブフェンピラド）	CENTER EXPORT IMPORT COMPANY LIMITED
				VIET ORGANIC FARM TRADING PRODUCTION JOINT STOCK COMPANY
	インド	とうもろこし（粉を含む。甘味種を除く。）	アフラトキシン	